国務院の環境保護重点事業強化に関する意見

国発[2011]35号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部·委員会、各直属機構:

長年に渡り、中国は持続可能な発展戦略に積極的に取り組み、環境保護を重要な戦略的な位置に置き、環境問題の解決に絶えず力を入れ、著しい成果を上げてきた。しかし、産業の構造と配置にまだ合理的でない部分がある、汚染防止対策水準が依然として低い、環境監督管理制度が未整備であるなどの理由により、環境保護情勢は依然として非常に厳しい状況にある。科学的発展観をより一層徹底させ、経済成長方式の転換推進を加速し、生態文明建設の水準を高めるために、環境保護重点事業の強化について、以下のとおり意見を示す。

一. 環境保護監督管理水準を全面的に高める

- (一)環境影響評価制度を厳格に実施する。法律に基づき、環境影響評価を行うべき重点流域・地域の開発、業界発展計画及び建設プロジェクトでは、いずれも環境影響評価手順を厳格に履行するとともに、主要汚染物質排出総量規制指標を新規・拡張建設プロジェクトの環境影響評価審査許可の前提条件としなければならない。環境影響評価のプロセスは公然かつ透明でなければならず、一般公衆の意見を充分に求める。計画環境影響評価と建設プロジェクト環境影響評価の連動メカニズムを構築し、健全化を図る。環境影響評価文書の許可を経ずに、無断で建設を着工した、建設過程において無断で重大な変更を行った、環境保護検収を経ずに、無断で操業を開始したといった違法行為に対して、法律に基づき、管理部門、関連企業及び人員の責任を追及する。
- (二)引き続き主要汚染物質の排出総量削減に力を入れる。排出削減統計、モニタリング、審査システムを整備し、各地域による特徴的な汚染物質排出総量規制の実施を奨励する。製紙、捺染及び化工業界に対して、化学的酸素要求量とアンモニア性窒素の排出総量規制を実施する。汚水処理施設、汚泥処理・処分施設、汚水再生利用施設及びごみ浸出液処理施設の建設に力を入れる。既存の汚水処理施設に対して、グレードアップ改造を実施する。都市汚水収集パイプラインを整備し、雨水・汚水分流改造を推進する。都市汚水、ごみ処理施設の運営監督管理を強化する。電力業界に対して、二酸化硫黄と窒素酸化物の排出総量規制を実施し、引き続き石炭火力発電所の脱硫に力を入れ、石炭火力発電所の脱硝を全面的に推進する。新たに建設する石炭火力発電ユニットには、同時に脱硫・脱硝施設も建設すること。鉄鋼業界に対して、二酸化硫黄排出総量規制を実施し、セメント、石化、石炭化工などの業界の二酸化硫黄と窒素酸化物の処理に力を入れる。大気汚染共同防止・共同管理重点地域において、石炭消費総量規制テストを実施する。自動車・船舶の排気ガス中窒素酸化物の処理に取り組む。重点業界の環

境参入許可基準と排出基準を引き上げる。農業と農村の汚染物質排出削減を促進し、量産化牧畜養殖の汚染防止対策に確実に取り組む。

(三)環境法執行監督管理を強化する。関連法律・法規の制定・改正を推進し、環境保護のためにより整った、かつ効果的な法律制度の保障を提供する。法執行手順を健全化し、法執行行為を規範化し、法執行責任制を確立する。環境保護の日常監督管理と法執行検査に力を入れる。違法な汚染物質排出企業を取締り、大衆の健康を保障する環境保護特別アクションの取り組みを継続し、環境関連法律・法規の執行と環境問題の整理改善状況に対して、事後監督査察「を実施する。建設プロジェクト全過程環境監督管理制度及び農村・生態環境監察制度を制定する。行政地域間の環境法執行協力メカニズムと部門間の連動による法執行メカニズムを整備する。法律に基づき、環境汚染・生態破壊事件を処理する。環境保護目標課題を未達成の、または発生した重大・特大突発的環境事件に責任のある地方政府と面談し、整理改善措置を講じる。生産者責任拡張制度を実施する。企業環境監督員制度を深化させ、資格による管理を実施する。環境保護告発制度を制定し、健全化を図り、情報公開を幅広〈実行して、環境保護の社会による監督を強化する。

(四)環境リスクを確実に防止し、突発的環境事件を適切に処理する。予防を主とする環境リスク管理制度を整備し、環境緊急対応等級分類管理、動的管理、全過程管理を実施し、法律に基づき突発的環境事件を科学的かつ適切に処理する。より高効率の環境リスク管理・緊急対応救援体制を構築し、環境緊急対応・モニタリング処理能力を高める。確実に実行可能な環境緊急対応策を制定し、必要な緊急対応救援物資と装備を配備し、環境緊急対応管理、技術支援及び処理救援部隊の設立に力を入れ、定期的に研修と訓練を実施する。重点流域・地域の環境と健康調査研究を実施する。汚染事件緊急対応処理活動に全力で取り組み、情報をタイムリーに、かつ正確に発表し、国民大衆の生命と財産の損失及び生態環境の損害を減らす。責任追及制度を健全化し、企業環境安全主体責任制を厳格に履行し、地方政府の環境安全監督管理責任を強化する。

二.科学の発展に影響を与え大衆の健康を損なう際立った環境問題の解決に努める

(五)重金属汚染防止対策を確実に強化する。重点的に防止制御を行う重金属汚染地域、業界及び企業に対して集中管理を実施する。重金属関連企業の配置を適正に調整し、衛生緩衝帯を厳格に実行し、重点防止制御地域における、重金属汚染物質排出総量の増えるプロジェクトの新規・改造・拡張建設を固く禁じる。重金属関連企業の環境監督管理に力を入れ、排出基準達成を保証する。重金属汚染を引き起こした企業に対する処罰を強化し、期限付きで整備措置を講じる。それでも要求を満たせない場合、法律に基づき廃業させる。廃棄電器・電子製品の回収処理活動を規範化し、不用品回収システムと集中加工処理園区を建設する。重金属汚染の負の遺産問題を積極的かつ適切に処理する。

¹ 訳注:環境違法行為に対する処罰処置を確実なものにするための新制度。環境処罰決定の公開、監督処分の強化、強制執行、責任追及の4つの内容がある。

(六)化学品の環境管理を厳格化する。化学品プロジェクトの分布を整理・評価し、石油、化工などのプロジェクトの科学的な計画と合理的な分布を推進する。化学品の製造販売企業に対して、環境に潜む危険を綿密に検査し、海洋、河川、湖沿岸の化工企業に対して、総合整備を実施し、安全保障措置を強化する。環境リスク評価を危険化学品プロジェクト評価の重要項目とし、化学品の製造に際する環境参入許可条件と建設基準を引き上げ、化学品製造プロジェクトの環境安全性緩衝帯を科学的に定める。法律に基づき、高毒性、難分解性、高環境危害性の化学品の使用を廃止し、環境リスクの高い化学品の生産と使用を制限する。工業製品のエコデザインを推進する。化学品の全過程環境管理制度を健全化する。残留性有機汚染物質を排出する重点業界の監督管理に力を入れる。化学品環境汚染責任終身追及制と全過程行政問責制を確立する。

(七)原子力と放射線の安全を確保する。原子力施設の運営を監督管理の重点とし、新たに建設する、または拡張する原子力施設の安全審査・評価に力を入れ、老朽化した原子力施設の廃止措置と放射性廃棄物の管理を推進する。原子力材料、放射性物質の生産、輸送、保管などの段階における安全管理と放射線保護に力を入れ、ウラン鉱物と随伴する放射性鉱物に対する環境保護を促進する。放射線源、放射線装置、高圧送変電・移動通信プロジェクトなどの放射線環境管理を強化する。原子力・放射線安全審査評価方法を整備し、放射線環境モニタリング監督システムの健全化を図り、国の原子力・放射線安全監督管理技術研究開発拠点の建設を推進し、監督管理技術支援プラットフォームを構築する。

(八)重点分野の汚染総合防止対策を深化させる。飲料水水源保護区の区画と管理を厳格化し、定期的に全水質分析を行い、水源地の環境整備、回復、建設プロジェクトを実施する。水質基準達成率を高める。地下水質汚染状況の調査、リスク評価、修復のモデル化に取り組む。引き続き重点流域の水質汚染防止対策を推進し、審査メカニズムを整備する。鄱陽湖、洞庭湖、洪沢湖などの湖の汚染対策に力を入れる。水質の良好な、または生態系の脆弱な湖に対する保護を強化する。生態系に深刻な不均衡をもたらす恐れのある地方では干拓を禁じ、海に流入する河川の汚染対策と海に流入する汚染物質排出口の監督管理を強化し、渤海と長江、黄河、珠江などの河口海域の環境品質を重点的に改善する。環境空気品質基準を改正し、大気汚染物質のモニタリング指標を増やし、環境品質評価方法を改善する。重点地域の大気汚染共同防止・共同管理メカニズムを健全化し、各種汚染物質の協同抑制を実施し、揮発性有機汚染物質の排出を厳格に規制する。悪臭、騒音及び調理による油煙の汚染抑制に力を入れる。都市生活ごみの無害化処理を拡大する。工業固体廃棄物の汚染防止対策に力を入れ、危険廃棄物と医療廃棄物の管理を強化する。被汚染土地を再度開発利用する場合、環境評価と無害化整備を行わねばならない。重点企業に対して強制クリーン生産審査を実施する。汚染企業の環境業績評価を推進し、上場企業の環境保護に対して強制クリーン生産審査を実施する。都市環境総合整備と環境保護模範都市創建活動にさらに取り組む。

(九)環境保護産業の発展に力を入れる。政策サポートを強化し、環境保護産業の市場需要を拡大する。複数ルートでの環境保護産業発展ファンドの設立を奨励し、環境保護産業発展資金の調達ルートを開拓する。環境保護先進適用技術研究開発利用プロジェクト、重大環境保護技術設備プロジェクト及び

製品産業化モデルプロジェクトを実施する。環境保護施設の民間化運営、環境コンサルティング、環境 監督管理、プロジェクト技術設計、認証評価などの環境サービス業の発展に努める。エコマーク、環境保 護認証、グリーン印刷製品の使用を奨励する。汚染物質排出削減技術の難関攻略に取り組み、水体汚 染抑制・整備などの科学技術重大特定プロジェクトを実施する。環境保護産業統計基準を制定する。環 境基準の研究に力を入れ、国家環境保護重点実験室、工事技術センターの建設を推進する。大学の環 境学科と専攻の設置に力を入れる。

(十)農村の環境保護推進を加速する。農村環境総合整備目標責任制を実施する。「報奨で整備を促進」、「報奨で補助を代用」する政策をより一層推進し、一体整備範囲を拡大し、際立った環境問題のある村落と町を集中的に整備し、農村の土壌と飲料水水源地の汚染を重点的に整備する。土壌環境調査を引き続き実施し、土壌汚染対策と修復テストのモデル化を進める。環境保護インフラとサービスの農村への拡張を推進し、農村の生活ごみと汚水処理施設の建設に力を入れる。生態農業と有機農業を発展させ、化学肥料、農薬及び農業用プラスチックフィルムを科学的に使用し、面源汚染を確実に減らす。農作物の残茎の焼却を厳格に取締り、農業生産廃棄物の資源化利用を推進する。農村の人畜糞便と農薬包装の無害化処理に力を入れる。農村地域の工業・鉱業事業者の汚染防止対策を強化し、汚染の農村への転移を防止する。農業と農村の環境統計を実施する。

(十一)生態系の保護に力を入れる。国が環境機能区画を定め、重要生態系機能区、陸地・海洋生態環境敏感区、脆弱区などの地域で、生態系レッドラインを引き、各種主体の機能区に対して、それぞれ相応の環境基準と環境政策を制定する。青海チベット高原の生態系バリア、黄土高原~四川・雲南生態系バリア、東北森林帯、北方防砂帯と南方丘陵山地帯及び大河重要水系の生態環境保護に力を入れる。生態系の修復を推進し、河川・湖などの重要生態システムを休養生息² させる。生物多様性の保護を強化し、生物多様性モニタリング、評価、早期警戒システム及び生物遺伝資源の取得・利益共有制度を確立し、種の資源喪失と流失を確実に防止する。自然保護区総合管理に力を入れる。生態システム状況の評価を実施する。鉱物、水力発電、観光資源開発及び交通インフラ建設における生態系保護に力を入れる。生態文明建設テストを推進し、生態系モデルの創建活動により一層取り組む。

三.環境保護体制メカニズムを改革・革新する

(十二)環境保護の歴史的転換を引き続き推進する。発展をしながら保護し、保護をしながら発展することを堅持し、法律、経済、技術及び必要な行政手段を絶えず強化し、これらを総合的に活用する。改革・革新を動力とし、代価が小さく、効果が大きく、排出量が少なく、持続可能な環境保護の新たな道を積極的に模索する。中国の国情に合った環境保護マクロ戦略システム、全面的で高効率な汚染防止対策システム、健全な環境品質評価システム、整った環境保護法規政策・科学技術標準システム、完全な環境管理・法執行監督システム、全国民が参加する社会アクションシステムを構築する。

² 訳注:負担を軽減し、活力を回復させること。

(十三)環境保護に有利な経済政策を実施する。環境保護を各級3の財政年度予算に組み込み、投 入を徐々に増やす。 同級4の環境保護能力開発経費の割当を適時に増やす。 重点流域の水質汚染防止 対策に対する投入を拡大し、重点流域の水質汚染防止対策特定項目資金管理規則を整備する。中央 財政の移転支出制度を整備し、中西部地域、民族自治地方及び重点生態系機能区の環境保護に対す る移転支出を拡大する。生態補償メカニズムと国の生態補償特定項目資金の設立を急ぎ、生態補償の 範囲を拡大する。環境税改革を積極的に推進し、環境保護税の徴収を検討する。次のフェーズの基準を 満たす自動車用燃料を生産する企業に対して、消費税政策において優遇する。環境保護総合名簿を制 定・整備する。「高汚染、高環境リスク」製品に対して、輸出入完全政策の調整を検討する。条件を満たす 企業が債券を発行し、環境保護プロジェクトに用いる資金を調達することをサポートする。環境保護要求 と貸付原則に適合する企業及びプロジェクトに対する貸付サポートを拡大する。企業環境行為信用評価 制度を制定する。環境汚染責任保険制度を健全化し、環境汚染強制責任保険テストを実施する。石炭 火力発電所の排煙脱硫電力価格政策を厳格に実施し、脱硝電力価格政策を制定する。再生可能エネ ルギー発電、余熱発電及びごみ焼却発電に対して、卸売を優先するなどの政策サポートを提供する。高 エネルギー消費、高汚染業界に対して、差別化電力価格を実施し、汚水処理、汚泥無害化処理施設、 非電力業界の脱硫・脱硝、ごみ処理施設など奨励類企業に対して、優遇政策を実施する。汚泥、ごみ、 医療廃棄物無害化処理の要求に従い、料金徴収基準を整備し、徴収方式の改革を推進する。汚染物質 排出許可証制度を実施し、汚染物質排出権有償使用・取引テストを実施し、国家汚染物質排出権取引 センターを設立し、汚染物質排出権取引市場を発展させる。

(十四)環境保護能力を絶えず強化する。モニタリング、監察、宣伝教育、情報など環境保護能力の標準化整備を全面的に推進する。地級以上の都市⁵の空気品質、重点流域、地下水、農産物産地国家重点監視制御ポイント及び自動モニタリングネットワークを整備し、モニタリングの範囲を拡大し、国の環境モニタリングネットワークを構築する。環境専用衛星打ち上げ及びその利用を推進し、リモートセンシングモニタリング能力を高める。汚染源自動監視制御システムの構築、監督管理及び運営維持に力を入れる。全国民環境宣伝教育アクションプランを実施し、強大な環境保護ボランティアチームを育成し、公衆及び社会組織による環境保護活動を指導・サポートする。環境情報の基礎能力、統計能力及び業務利用能力を強化し、環境情報資源センターを設立し、汚染源自動監視制御、環境品質リアルタイムモニタリング、危険化学品輸送などの分野における、モノのインターネットの研究開発利用に力を入れ、情報資源の共有を推進する。

(十五)環境管理体制と業務メカニズムを健全化する。環境保護事業総合策定メカニズムを構築する。 環境モニタリングと監督調査体制メカニズムを整備し、国の環境監察機能を強化する。引き続き環境保護 部門の指導幹部による二重管理体制を実施する。条件を満たす地域による環境保護体制総合改革テス

³ 訳注:各級とは省級、地級、県級、郷級のこと。

⁴ 訳注:同上。

⁵ 訳注:地級市・地区・自治州・盟がある。

トの実施を奨励する。地方人民政府機構改革と都市機構改革に即して、設区都市⁶ 環境保護出先機関の監督管理方式の実施を検討し、末端環境管理体制を整備する。原子力·放射線安全監督管理機能とチーム作りに力を入れる。生態環境保護人材発展中長期計画を実施する。

(十六)環境保護事業に対する指導と審査を強化する。地方の各級人民政府は、環境保護を全体の業務のなかで優先する位置に置き、重要議事日程に加え、目標課題を明確化し、政策措置を整備し、国の重点環境保護プロジェクトの実施を計画する。生態文明建設の目標指標体系を制定し、地方の各級人民政府の業績審査に加え、審査結果を指導者グループと指導幹部の総合審査評価の重要項目とし、幹部の選抜任用、管理監督の重要根拠とし、環境保護一票否決制でを実施する。目標課題を達成していないと審査された地方に対しては、区域規制(中国語:区域限批)を実施し、この区域における、民生プロジェクト、省エネ・排出削減、生態環境保護及びインフラ建設以外のプロジェクトの審査許可を一次停止するとともに、関係指導者の責任を追及する。

各地域、各部門は協調・協力を強化し、責任、分業及び進度要求を明確化し、本意見を真摯に実施しなければならない。環境保護部は関係部門と共に本意見の実施状況に対する監督検査を強化し、重大な状況は国務院に報告しなければならない。

国務院

2011年10月17日

⁶ 訳注:市轄区を設置する市のことで、「地級市」にほぼ等しい。

⁷ 訳注:幹部の業績評価に際し、省エネ·汚染排出削減目標が達成できなければ、その他の指標の成果に関わらず失格と見なす制度。

⁸ 訳注:汚染が深刻で、環境違法問題の目立つ地域に対する行政処罰手段で、違法なプロジェクトが完全に是正されるまで、循環経済に係わるもの以外のすべてのプロジェクトの審査許可を停止するというもの